

2020 年 4 月 2 日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都渋谷区代々木三丁目 25 番 3 号

株式会社ティラド

代表取締役 社長執行役員 宮崎 富夫

当社と、アスニ株式会社及び東和興産株式会社は、2020 年 4 月 1 日を効力発生日、当社を存続会社、アスニ株式会社及び東和興産株式会社を消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。そこで、本合併について法令の定めにしたがい本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1 効力発生日

本吸収合併は、2020 年 4 月 1 日に効力を生じました。

2 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

（1）吸収合併をやめることの請求に係る手続

アスニ株式会社及び東和興産株式会社の全株式は、当社、アスニ株式会社及び東和興産株式会社が保有しているため、本合併に関し、会社法第 784 条の 2 の規定にもとづく株主からの吸収合併をやめることについての請求に係る手続を行っておりません。

（2）反対株主の株式買取請求手続

アスニ株式会社及び東和興産株式会社の全株式は、当社、アスニ株式会社及び東和興産株式会社が保有しているため、本合併に関し、会社法第 785 条第 1 項の規定にもとづく反対株主の買取請求手続を行っておりません。

（3）新株予約権の買取請求手続

アスニ株式会社及び東和興産株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、本合併に関し、会社法第 787 条の規定にもとづく新株予約権者からの買取請求について、該当事項はありません。

（4）債権者の異議申述の手続

アスニ株式会社及び東和興産株式会社は、2020 年 2 月 10 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、知っている債権者に対し、個別催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議申出はありませんでした。

3 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、当社は、会社法第 796 条の 2 の規定にもとづく株主からの吸収合併をやめることについての請求に係る手続を行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、当社は、会社法 797 条第 1 項の規定にもとづく反対株主の株式買取請求手続を行っておりません。

(3) 債権者の異議申述の手続きの経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2020 年 2 月 10 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日から 2020 年 3 月 31 日までの期間、電子公告を行いました。2020 年 3 月 10 日の異議申述期限までに債権者からの異議申出はありませんでした。

4 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、アスニ株式会社及び東和興産株式会社から、その資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5 吸収合併消滅会社の事前開示書面

アスニ株式会社及び東和興産株式会社の事前開示書面は、別添のとおりです。

6 会社法 921 条の変更の登記をした日

2020 年 4 月 15 日（予定）

7 その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別添

吸収合併消滅会社の事前開示書面
アスニ株式会社
東和興産株式会社

※アスニ株式会社と東和興産株式会社の事前開示書面の別紙「合併契約書」及び「存続会社の計算書類等」は、同一であるため、まとめて最後に添付しております。

2020年2月10日

吸収合併に係る事前開示書面

神奈川県秦野市曾屋 937 番地

アスニ株式会社

代表取締役 田中 勉

当社は、当社及び東和興産株式会社を消滅会社、株式会社ティラドを存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収合併契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1 吸収合併契約の内容

別添の「合併契約書」に記載のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項

本合併は、完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4 新株予約権の対価の相当性に関する事項

当社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項

（1）存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別添の「計算書類等」に記載のとおりです。

（2）存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当事項はありません。

（3）消滅会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当事項はありません。

6 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の株式会社ティラドの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の株式会社ティラドの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における株式会社ティラドの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

2020年2月10日

吸収合併に係る事前開示書面

愛知県名古屋市中区塩屋町四丁目14番地

東和興産株式会社

代表取締役 河野 一秀

当社は、当社及びアスニ株式会社を消滅会社、株式会社ティラドを存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収合併契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1 吸収合併契約の内容

別添の「合併契約書」に記載のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項

本合併は、完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4 新株予約権の対価の相当性に関する事項

当社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項

(1) 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別添の「計算書類等」に記載のとおりです。

(2) 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当事項はありません。

(3) 消滅会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

当社は、2020年3月31日付をもって、保険代理店事業を第三者に事業譲渡する予定です。

6 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の株式会社ティラドの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の株式会社ティラドの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における株式会社ティラドの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



別添 1

合併契約書

株式会社ティラド(本店所在地:東京都渋谷区代々木三丁目 25 番 3 号、以下「甲」という。)、
アスニ株式会社(本店所在地:神奈川県秦野市曾屋 937 番地、以下「乙」という。)及び東
和興産株式会社(本店所在地:愛知県名古屋市中南区塩屋町四丁目 14 番地、以下「丙」とい
う。)とは、以下のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(存続会社及び消滅会社)

甲、乙及び丙は、甲を合併存続会社、乙及び丙を合併消滅会社として合併(以下「本合併」という。)し、甲が乙及び丙の権利義務の全部を承継して存続し、乙及び丙は解散する。

第2条(無対価合併)

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙及び丙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙及び丙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙及び丙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第3条(増加すべき資本金及び準備金等)

本件は無対価合併により、合併による甲の資本金等は増加しない。

第4条(合併の効力発生日)

本合併の効力発生日は2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲、乙及び丙が協議の上、これを変更することができる。

第5条(合併効力発生日の変更)

前条ただし書きの合併効力発生日の変更を行う場合においても、甲による乙の合併効力発生日と、甲による丙の合併効力発生日は同日とする。

第6条(会社財産の引継ぎ)

1. 乙及び丙は、2020年3月31日現在の貸借対照表の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。ただし、第4条ただし書きの合併効力発生日の変更を行った場合、乙及び丙は、変更後の合併効力発生日前月末現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、変更後の効力発生日に甲に引き継ぐ。

2. 乙及び丙はそれぞれ、第1項ただし書き記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第7条(従業員)

甲は、第4条の効力発生日における乙及び丙の従業員を承継する。細目については甲乙及び甲丙間で、それぞれ協議して決定する。

第8条(合併承認)

1. 甲、乙及び丙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙及び丙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

2. 甲、乙及び丙は、2020年1月22日までに、それぞれ取締役会(以下「合併承認取締役会」という。)を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、甲、乙及び丙は、合併手続進行上の必要性その他の正当事由があるときは、甲、乙及び丙が協議の上、合併承認取締役会を開催する日を変更することができる。

第9条(善管注意義務)

甲、乙及び丙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲、乙及び丙が協議の上、これを行う。ただし、甲は、丙が、本契約締結後効力発生日までの間に、保険代理店事業を第三者に譲渡する予定であることを確認する。

第10条(条件の変更、解除)

甲、乙又は丙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲、乙又は丙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲、乙及び丙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。ただし、前条ただし書きに定める丙の保険代理店事業の譲渡は本条に定める重大な変動に該当しないものとする。

第11条(本契約の効力)

本契約は、第8条に定める甲、乙及び丙の合併承認取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条(合意管轄裁判所)

各当事者は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第13条(誠実協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙丙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙及び丙が保有する。

2020年1月22日

甲：東京都渋谷区代々木三丁目 25 番 3 号

株式会社ティラド

代表取締役 宮崎 尚夫



乙：神奈川県秦野市曾屋 937 番地

アスニ株式会社

代表取締役 田中 勉



丙：愛知県名古屋市中南区塩屋町四丁目 14 番地

東和興産株式会社

代表取締役 河野 一秀



提供書面

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度の経済環境は、世界経済の緩やかな減速を背景に、輸出が伸び悩む一方で、内需が堅調に推移し、底堅さを維持しています。先行きは、中国経済の減速や米国の保護主義的な通商政策が景気を下押しするリスクが懸念されます。

このような状況の中、当企業集団の売上高（外貨ベース）は、欧州及びその他を除き、国内外において、前期比増加しました。親会社株主に帰属する当期純利益については、独占禁止法関連の和解金支払等減少しましたが、投資有価証券売却益の減少、減損損失の増加、法人税等の増加により、前期比減益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比11,635百万円増加し、136,125百万円（9.4%増）、営業利益は700百万円減少し、5,092百万円（12.1%減）、経常利益は873百万円減少し、5,572百万円（13.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,956百万円減少し、17,335百万円（53.0%減）となりました。

売上高 1,361億25百万円	前連結会計年度比 9.4%増 	営業利益 50億92百万円	前連結会計年度比 12.1%減 
経常利益 55億72百万円	前連結会計年度比 13.6%減 	親会社株主に帰属する 当期純利益 17億35百万円	前連結会計年度比 53.0%減 

② セグメント別概況

日本 売上高 60,901百万円 (前連結会計年度比7.1%増)	自動車用売上高は、当社受注機種の販売が堅調に推移したことにより、前期比増加しました。建設産業機械用売上高は、年度前半に中国向け需要増加及びマイニング市場の好調により、前期比増加しました。この結果、当該セグメントの売上高は、4,038百万円増加し、60,901百万円となりました。 営業利益は、前期比55百万円増加し、660百万円となりました。	売上高 (単位：百万円) 56,862 第116期 (2017年度)	売上高 (単位：百万円) 60,901 第117期 (2018年度)	営業利益 (単位：百万円) 604 第116期 (2017年度)	営業利益 (単位：百万円) 660 第117期 (2018年度)

米国 売上高 31,394百万円 (前連結会計年度比3.8%増)	自動車用売上高は、新規受注した機種の量産開始等が寄与し増加しました。建設産業機械用売上高は、年度前半に主要客先の需要増により、前期比増加しました。この結果、当該セグメントの売上高は、前期比1,157百万円増加し、31,394百万円となりました。外貨ベースでは、5.8%の増加となりました。 営業利益は、関税引上げの影響によるコスト増加、スクラップ費用の増加等により、前期比1,004百万円減少し、△325百万円となりました。外貨ベースでは、149.0%の減益となりました。	売上高 (単位：百万円) 30,236 第116期 (2017年度)	売上高 (単位：百万円) 31,394 第117期 (2018年度)	営業利益 (単位：百万円) 678 第116期 (2017年度)	営業利益 (単位：百万円) △325 第117期 (2018年度)

欧州

売上高

3,707百万円
(前連結会計年度比10.2%
減)

チェコにおいて自動車用売上高は、主要客先の受注が増加したことにより、前期比増加しました。空調機器用売上高は、主要客先の取引終了により、前期比減少しました。この結果、当該セグメントの売上高は、前期比419百万円減少し、3,707百万円となりました。外貨ベースでは、3.3%の減少となりました。

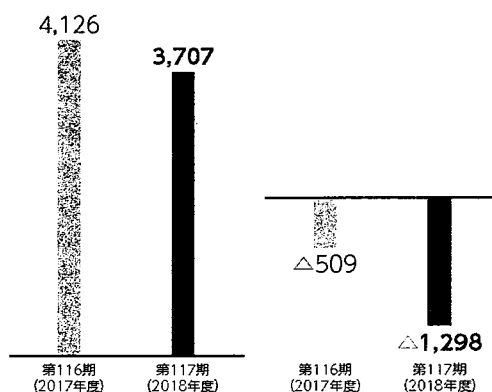
営業利益は、チェコにおける新規受注機種 of 立ち上げに伴うコスト増加等により、前期比789百万円減少し、△1,298百万円となりました。外貨ベースでは、176.1%の減益となりました。

売上高

(単位：百万円)

営業利益

(単位：百万円)



アジア

売上高

18,547百万円
(前連結会計年度比8.8%増)

自動車用売上高は、二輪用がインドネシア、ベトナムにおいて受注機種の売上好調により前期比増加し、四輪用がタイにおいて前期比で増加しました。この結果、当該セグメントの売上高は、前期比1,491百万円増加し、18,547百万円となりました。外貨ベースでは、11.2%の増加となりました。

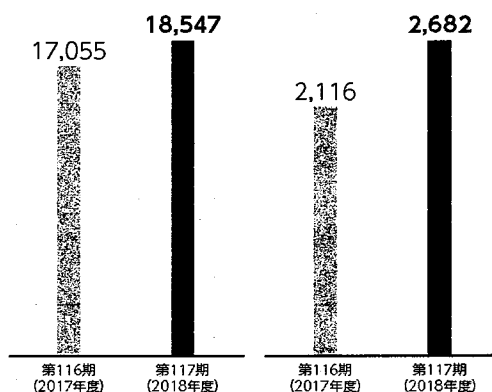
営業利益は、前期比565百万円増加し、2,682百万円となりました。外貨ベースでは、30.2%の増益となりました。

売上高

(単位：百万円)

営業利益

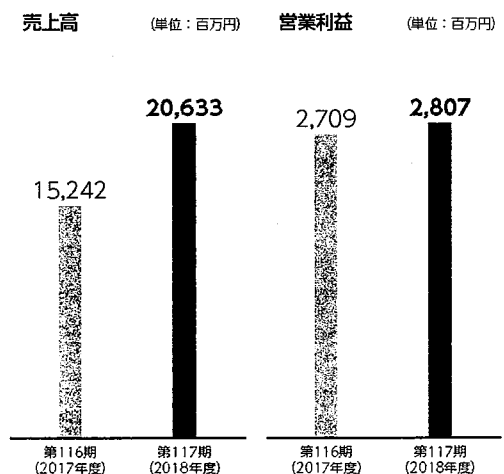
(単位：百万円)



中国
売上高
20,633百万円
(前連結会計年度比35.4%
増)

自動車用売上高は、前第3四半期より追加出資し子会社化した青島東洋熱交換器有限公司の売上4,259百万円により、前期比大幅に増加しました。建設産業機械用売上高は、年度前半の主要客先の受注増加により、前期比増加しました。この結果、当該セグメントの売上高は、前期比5,391百万円増加し、20,633百万円となりました。外貨ベースでは、46.7%の増加となりました。

営業利益は、前期比98百万円増加し、2,807百万円となりました。外貨ベースでは、16.0%の増益となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、国内における既存設備の更新や米国、アジアおよび中国の子会社における新規受注品の生産設備を中心に、6,882百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における有利子負債は、前期比279百万円増加しました。

短期借入金	5,659百万円
1年内返済予定長期借入金	2,402百万円
リース未払金	414百万円
長期借入金	8,368百万円
長期リース未払金	777百万円
合計	17,621百万円

(4) 対処すべき課題

① 第11次中期経営計画『T.RAD-11』

ティラドグループは、2018年度より第11次中期経営計画『T.RAD-11』をスタートしました。(2018～2021年度の4年間) 熱エネルギー変換技術とサービスで地球環境と持続可能な社会に貢献する会社を目指します。これに伴い、コーポレートスローガンを一部変更いたしました。

<変更前> 限りなく広がる熱交換技術に夢を託して

<変更後> 限りなく広がる熱エネルギー変換技術に夢を託して

また、以下5つの企業ビジョンを基に基本戦略を策定し、推進しております。

- ・顧客に喜ばれ選ばれ続ける企業
- ・ステークホルダーから信頼される企業
- ・人を大切にする企業
- ・安定した収益性を実現
- ・5 C + 2 S (Challenge, Change, Cooperation, Co-creation, Connect + Speed, Share)

『T.RAD-11』では以下4つの方向性で事業を展開してまいります。

- ・熱交換器専門部品メーカーとしての進化と深化
環境・EV化対応、コンパクト化、高性能化、低コスト化等市場の変化とニーズに対応した熱交換器の開発を展開します。従来の競争が激しい市場だけでなく、競争の少ない市場向け製品・サービスの開発にも取り組みます。
- ・新分野・異業種開拓
世界一多様な熱交換器を開発・生産できるメーカーを目指します。
- ・新たな熱エネルギー変換システムビジネス分野への挑戦
他社との協力・共創で新たなシステムビジネス分野に挑戦します。
- ・新規ビジネス創出～「製造業×IT」への挑戦
ティラドが物づくりの会社として永年培った技術・ノウハウをITソリューションとして他社に提供します。

② 地域戦略

- ・日本：工場のライン再編をすすめながら、ITノウハウの積極的活用により、自動化を含む生産性向上、ゼロ災害・品質向上、及び原価低減にチャレンジしてまいります。加えて、海外拠点のマザー工場として、生産活動サポートを強力に推進してまいります。

- ・北米・欧州：北米地域において、米中貿易摩擦の影響を最小化する活動を継続して参ります。当地域は今後も継続的な売上増加が見込めるため、生産性改善と仕損費削減を目指し、積極的な改善活動を展開してまいります。改善活動の一環として、在庫管理を適正に行うための新システムを導入いたします。また、日本からのサポートを含めたグローバル協力体制の下、新たなビジネスとしての乗用車用小型EGRクーラ及び小型トラック用ラジエータ量産化をすすめてまいります。

欧州地域において、量産中の大型トラック用熱交換器とEGRクーラの工程改善を進め、収益回復を図り、高品質の製品をお客様へ提供してまいります。

- ・アジア：更なる業績向上のため、水冷化に伴う2輪車用熱交換機、環境対応製品であるケーシングレスオイルクーラーの新規大型案件を受注し、これらの効率的な量産を目指し、アセアン3拠点における最も適切な生産場所選定、設備導入等の生産準備を行ってまいります。
- ・中国：米中貿易戦争と現地自動車販売不振の中、生産改善活動を徹底し、既存ビジネスの安定化を強化しております。また、2017年に子会社化した青島東洋熱交換器有限公司（QTH）を活用し、地場自動車メーカーの市場を開拓するとともに当地の新たな排ガス基準である「国6」（EUのユーロ6相当の排ガス規制）対応車と急成長の中国EV車市場に向け積極的な環境対応製品の量産化活動も展開してまいります。

③ 業務改革

- ・電動化とコモディティ化、大型・特殊な多品種少量製品の生産に対応し、適正利益を確保するため、より効率的にコストを抑えた「営業～開発～生産～販売」体制を目指し、各業務プロセスの可視化を通して、成果をあげられる活動は何かを経営者・従業員と一緒に考えられる仕組みづくりを行います。仕組みづくりにあたっては、2018年4月に設立した株式会社ティラドコネクトのITノウハウを活用して参ります。

当社は株主の皆様に対する利益還元を最重要政策として位置付けており企業体質の改善と経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対し業績に裏付けられた適正な成果の配分を行います。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

T.RAD-11 CORPORATE VISION 「T.RAD-11」企業ビジョン

1.顧客に喜ばれ選ばれ続ける企業

- (1) 安心安全で業界No.1 品質の製品提供
- (2) 熱交換技術進化による顧客・地域・環境に適応した差異化商品の提案
- (3) 車両電動化 (EV・HV・PHV・FCEV) 対応コンポーネントの積極的提案と拡販
- (4) 新事業・新ビジネス創出
- (5) 非常事態を想定した準備

2.ステークホルダーから信頼される企業

- (1) 株主への安定配当
- (2) 取引先と共に成長
- (3) ステークホルダーとのコミュニケーション活動充実
- (4) 地球環境への貢献
- (5) コンプライアンスの徹底

4.安定した収益性実現

- (1) 生産性向上
- (2) 購入部材 コスト競争力強化
- (3) 経費削減
- (4) 在庫の見える化と最適化、棚卸し誤差削減
- (5) ITを活用した業務効率向上

3.人を大切にする企業

- (1) 安全安心な生産活動 ゼロ災害追及
- (2) 物づくりを通じた人財育成
- (3) 海外現地法人の現地人財育成
- (4) 働き方改革と職場環境の改善

5.5C+2S:

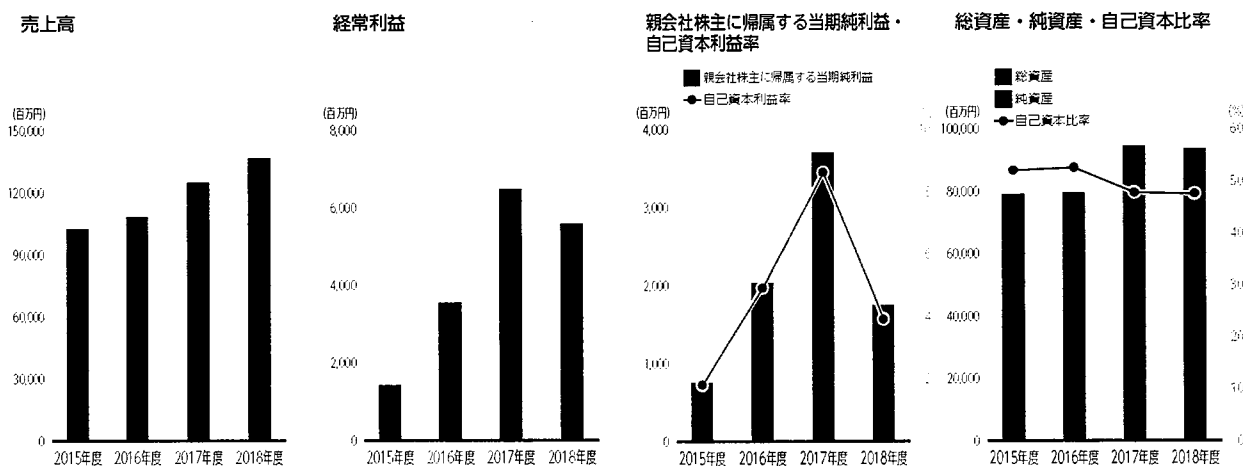
Challenge, Change, Cooperation,

Co-creation, Connect+ Speed, Share

- (1) 新しいことへチャレンジできる風土
- (2) 変化を恐れない活動
- (3) 部門を超えたコミュニケーションと協力
- (4) スピードを重視した活動
- (5) 「3C+S」から進化 ;
プラス「2C+S (=Co-creation <共創>,
Connect <繋ぐ> +Share <共有>)」

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

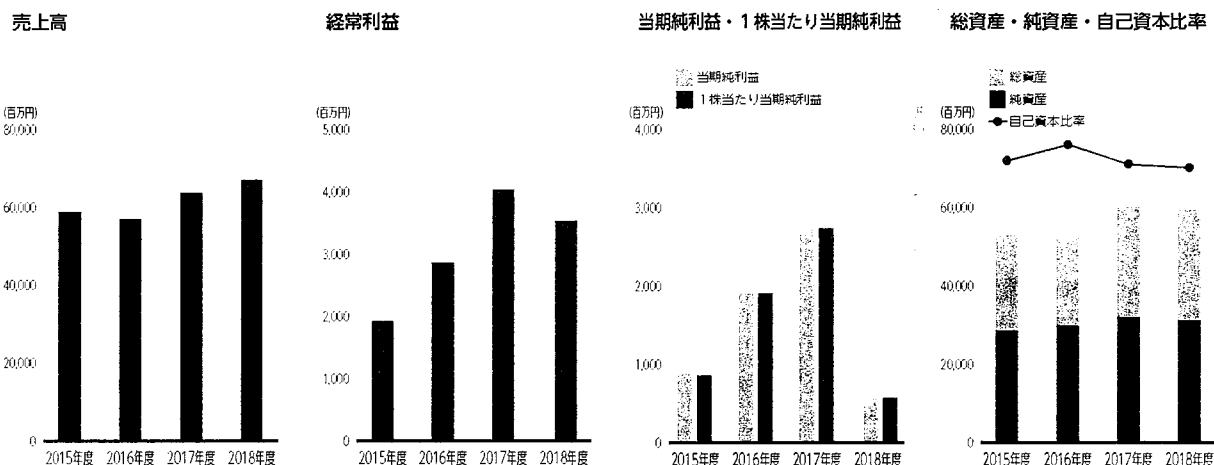


区 分	2015年度 第114期	2016年度 第115期	2017年度 第116期	2018年度 第117期
売 上 高 (百万円)	102,132	107,608	124,490	136,125
営 業 利 益 (百万円)	1,247	3,216	5,792	5,092
経 常 利 益 (百万円)	1,424	3,544	6,445	5,572
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	745	2,022	3,691	1,735
総 資 産 額 (百万円)	78,764	79,213	93,320	92,929
純 資 産 額 (百万円)	41,855	42,385	46,639	46,170
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	4,976.88	5,211.69	5,635.91	5,537.37
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	90.70	252.74	463.77	218.01
自 己 資 本 比 率 (%)	51.9	52.4	48.1	47.4
自 己 資 本 利 益 率 (%)	1.8	4.9	8.6	3.9

(注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」を算定しております。

2. 「『税効果会計の係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度の総資産額の金額及び自己資本比率は組替え後のもので表示しております。

2 当社の財産および損益の状況の推移



区 分	2015年度 第114期	2016年度 第115期	2017年度 第116期	2018年度 第117期
売 上 高 (百万円)	58,558	56,834	63,522	66,794
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△44	790	605	658
経 常 利 益 (百万円)	1,912	2,856	4,025	3,522
当 期 純 利 益 (百万円)	880	1,904	2,711	560
総 資 産 額 (百万円)	52,713	52,391	59,296	59,280
純 資 産 額 (百万円)	28,452	29,801	31,926	31,098
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	3,459.26	3,743.88	4,010.91	3,907.09
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	107.17	238.02	340.65	70.39
自 己 資 本 比 率 (%)	53.9	56.9	53.8	52.5

(注) 1.当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」を算定しております。

2.「【税効果会計に係る会計基準】の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度より適用しており、前事業年度の総資産額の金額及び自己資本比率は組替え後のもので表示しております。

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは自動車用その他各種内燃機関用等のラジエータおよびオイルクーラ等ならびに空調機器用熱交換器等の製造・販売を行っております。

(ご参考) 熱交換器とは

熱交換器とは、液体や気体などの流体を用いてその熱エネルギーを授受させるための機器のこと。ラジエータ、オイルクーラ、チャージエアクーラ、EGRクーラなど、自動車や産業機器にはなくてはならない重要な機器です。

ティラドの環境配慮型製品—ハイブリッド車用熱交換器—



(7) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

企業集団の主要な営業所および工場

(当社)

本社	東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
生産拠点	
秦野製作所	神奈川県秦野市
名古屋製作所	愛知県知多郡東浦町
滋賀製作所	滋賀県東近江市
開発拠点	
営業・技術本部	神奈川県秦野市、愛知県名古屋市、滋賀県東近江市
生産技術センター	愛知県名古屋市、滋賀県東近江市
営業拠点	
営業・技術本部	東京都渋谷区、栃木県宇都宮市、神奈川県秦野市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市

(海外子会社)

T.RAD North America, Inc.	ケンタッキー州、アメリカ
T.RAD (THAILAND) Co., Ltd.	チャチェンサオ県、タイ
東洋熱交換器 (中山) 有限公司	中山市、中国
T.RAD Czech s.r.o.	ウンホスト市、チェコ
PT. T.RAD INDONESIA	ブカシ市、インドネシア
TRM Corporation B.V.	アムステルダム市、オランダ
TRM LLC	ニジニノヴゴロド市、ロシア
済寧東洋熱交換器有限公司	済寧市、中国
東洋熱交換器 (常熟) 有限公司	常熟市、中国
T.RAD (VIETNAM) CO., LTD.	ハナム省、ベトナム
Tripac International Inc.	テキサス州、アメリカ
東洋 (常熟) 熱交換器研发中心有限公司	常熟市、中国
T.RAD Sales Europe GmbH	シュトゥットガルト市、ドイツ
青島東洋熱交換器有限公司	青島市、中国

(国内子会社)

東和運輸株式会社	愛知県知多郡東浦町
アスニ株式会社	神奈川県秦野市
東和興産株式会社	愛知県名古屋市
株式会社ティラドコネクト	東京都渋谷区

- (注) 1. 2018年4月11日付で、株式会社ティラドコネクトを設立いたしました。
 2. 2019年4月1日付で、営業・技術本部は営業本部と技術本部へ分離いたしました。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
T.RAD NorthAmerica,Inc.	70,000 千米ドル	100.0%	熱交換器の製造・販売（米国）
T.RAD（THAILAND）Co.,Ltd.	390,500 千THB	100.0%	熱交換器の製造・販売（タイ）
東洋熱交換器（中山）有限公司	107,601 千元	90.0%	熱交換器の製造・販売（中国）
T.RAD Czech s.r.o.	780,000 千CZK	96.8%	熱交換器の製造・販売（チェコ）
PT. T.RAD INDONESIA	7,300 千米ドル	90.0%	熱交換器の製造・販売（インドネシア）
TRM Corporation B.V.	28,134 千EUR	76.4%	ロシアにおける熱交換器の製造・販売 会社の持株会社（オランダ）
TRM LLC	1,059,742 千RUB	76.4%	熱交換器の製造・販売（ロシア）
済寧東洋熱交換器有限公司	3,000 千元	90.0%	熱交換器の製造・販売（中国）
東洋熱交換器（常熟）有限公司	17,000 千米ドル	90.0%	熱交換器の製造・販売（中国）
T.RAD（VIETNAM）CO.,LTD.	6,300 千米ドル	100.0%	熱交換器の製造・販売（ベトナム）
Tripac International Inc.	4,166 千米ドル	95.3%	熱交換器の製造・販売（米国）
東洋（常熟）熱交換器研发中心有限公司	2,700 千米ドル	100.0%	熱交換器の開発（中国）
T.RAD Sales Europe GmbH	25,000 EUR	100.0%	欧州地区でのT.RADの営業業務
青島東洋熱交換器有限公司	61,339 千元	51.0%	熱交換器の製造・販売（中国）
東和運輸株式会社	48,900 千円	100.0%	貨物自動車運送（日本）
アスニ株式会社	15,325 千円	100.0%	熱交換器の販売（日本）
東和興産株式会社	334,720 千円	100.0%	不動産管理業等（日本）
株式会社ティラドコネクト	100,000 千円	51.0%	ソフトウェアの開発、販売（日本）

(注) 2018年4月11日付で、株式会社ティラドコネクトを設立いたしました。

(9) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
日本	1,566	11増
米国	885	84増
欧州	236	21増
アジア	988	62増
中国	758	18増
報告セグメント計	4,433	196増
その他	125	4増
合 計	4,558	200増

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,566	11増	40.5	17.5

(注) 使用人数には当社連結子会社への出向者を除いております。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	3,750
株式会社三菱UFJ銀行	1,390
株式会社三井住友銀行	1,020
三井住友信託銀行株式会社	1,660

(注) 上記は、当社における主要な借入先の状況であります。

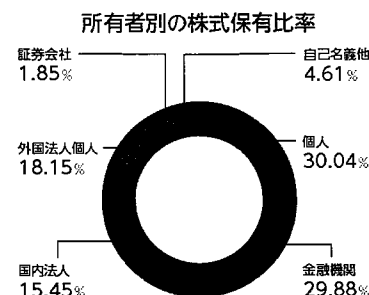
2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,959,445株
(自己株式数384,960株を除く。)
- 1単元の株式の数は100株であります。

(3) 株主数 7,682名

(4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	378千株	4.7%
トヨタ自動車株式会社	373	4.6
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	353	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	295	3.7
ティラド取引先持株会	292	3.6
株式会社陣屋	226	2.8
クリアストリーム バンキング エス エー	224	2.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	194	2.4
明治安田生命保険相互会社	192	2.4
三井住友信託銀行株式会社	191	2.4



(注) 1. 当社は、自己株式を384,960株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権等に関する重要な事項（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長（CEO）	嘉 納 裕 躬	
代表取締役社長執行役員（COO）	宮 崎 富 夫	
取締役専務執行役員	百 瀬 芳 孝	海外事業担当 営業・技術管掌 営業・技術本部長
取締役常務執行役員	山 崎 徹	品質・調達担当 調達本部長 東洋熱交換器（中山）有限公司取締役董事長 東洋熱交換器（常熟）有限公司取締役董事長
取締役常務執行役員	鈴 木 潔	生産・TPS・TPM担当 生産本部長 生産技術センター所長
取締役	清 水 浩	慶應義塾大学名誉教授 株式会社e-Gle代表取締役社長
取締役	亀 井 洋 一	あさひ法律事務所パートナー
常勤監査役	渡 辺 博	
常勤監査役	島 田 晃 一	
監査役	勝 田 正 文	早稲田大学教授
監査役	大 庭 康 孝	公認会計士大庭事務所所長 株式会社大庭マネジメントコンサルタンツ代表取締役

- (注) 1. 取締役清水浩氏および取締役亀井洋一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役勝田正文氏および監査役大庭康孝氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役清水浩氏、取締役亀井洋一氏、監査役勝田正文氏および監査役大庭康孝氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役大庭康孝氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 2019年4月1日付をもって取締役の担当および重要な兼職の状況は次のとおりとなりました。

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員 (COO)	宮 崎 富 夫	株式会社ティラドコネクト代表取締役社長
取締役専務執行役員	百 瀬 芳 孝	海外事業担当 営業管掌
取締役常務執行役員	山 崎 徹	技術・品質担当 技術本部長 東洋熱交換器（中山）有限公司取締役董事長 東洋熱交換器（常熟）有限公司取締役董事長
取締役常務執行役員	鈴 木 潔	生産・調達・生技担当 生産調達本部長 生産技術センター所長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	231百万円 (12百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	38百万円 (13百万円)
合計 (うち社外役員)	13名 (4名)	270百万円 (25百万円)

- (注) 1. 上記には、2018年6月27日に退任した常務取締役1名および監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役7名（うち社外取締役2名）および監査役4名（うち社外監査役2名）であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第115期定時株主総会において年額350百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第104期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額 取締役 5名 84百万円

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定により、同第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役清水浩氏は、慶應義塾大学名誉教授および株式会社e-Gleの代表取締役を兼務しております。
なお、当社は慶應義塾大学および株式会社e-Gleとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役亀井洋一氏は、あさひ法律事務所のパートナーを兼務しております。
なお、当社はあさひ法律事務所との間には特別の関係はありません。
また、亀井洋一氏と当社の間には顧問契約があり、所属事務所所定の報酬を支払っております。
- ・監査役勝田正文氏は、早稲田大学教授を兼務しております。
なお、当社は早稲田大学との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大庭康孝氏は、公認会計士大庭事務所の所長および株式会社大庭マネジメントコンサルタンツの代表取締役を兼務しております。
なお、当社は公認会計士大庭事務所および株式会社大庭マネジメントコンサルタンツとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 清 水 浩	取締役会に17回中17回出席しています。取締役会において大学教授、工学博士としての豊富な専門知識および経験と幅広い識見をもって、当社の経営全般に関する発言を行っております。
取締役 亀 井 洋 一	取締役会に17回中17回出席しています。取締役会において弁護士として法律に関する専門的な知識と経験に基づき、とりわけ法令遵守の観点から発言を行っております。
監査役 勝 田 正 文	取締役会に17回中17回、監査役会に17回中17回出席しています。取締役会において大学教授の立場から機械工学の専門家としての識見をもって、とりわけ技術面における意見を述べております。 監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役 大 庭 康 孝	取締役会に17回中17回、監査役会に17回中17回出席しています。取締役会において主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、それぞれ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の会計監査人の職務執行状況のほか、監査計画と実績の比較および新事業年度の報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (5) 当該株式会社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該株式会社の子会社（重要なものに限る。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役および従業員が、社会の一員として社会的責任を果たし信頼される企業となるために、「法令遵守規定」を制定しており、法令・企業倫理および社内規定遵守の観点から適切な日常行動を取り続けるよう教育・研修を通じ徹底を図っています。
- ② 内部監査を行う専担部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、専担者を置き、内部監査規定を定め、内部監査マニュアルを作成し、社内業務が法令・社内規定等に準拠しているかどうかを検証しています。なお、内部監査室は社長直轄とし、監査役とも緊密な連携を図っています。
- ③ コンプライアンスに関する社内報告・相談体制のひとつの手段として「投書箱」を設置しており、法令違反やコンプライアンスに関する問題の早期発見と解決を図っています。

なお、2006年6月に成立した金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」（所謂J-SOX法）は、当社の場合、2009年3月期から適用されました。内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者および全社的な管理体制など経営者が定めるべき基本方針についても、2008年3月の取締役会において決議し、「ティラド内部統制基本方針」として社内規定化して、財務報告の信頼性の確保に努めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 取締役会等経営に係る諸会議の議事録や重要な情報、および当社の株主、顧客、仕入先などのステークホルダーに関する重要情報については、その保護の観点から「重要情報管理要領」に従い情報漏洩の未然防止を図っています。
- ② 職務の執行に係る重要な文書（電磁的媒体も含む）は「文書管理規定」を定め、その定める方法により、整理、保管、保存またその廃棄を行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 「リスクマネジメント基本規定」を定め、自然災害や火災等のみならず会社の存続に係る重要なリスクを適切に認識し評価した上で、それらリスクを適切に管理するための管理体制を構築しています。自然災害や火災等の危機発生時の危機管理体制については、会社の事業継続を図る観点から「TRAD事業継続計画書」「危機管理基本要領」を定めており、それら規定により、危機発生時の対応を適切に図っています。なお、規定等は随時、新設・改定を行っています。
- ② 内部監査室は、必要によりリスク管理体制の有効性・効率性について検証を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規定」に基づき、取締役会は原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められている事項やその他経営に関する重要事項の審議を行っています。なお、経営監視機能と職務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会は、基本方針の経営意思決定と業務の執行を監督する機能として位置づけています。
- ② 機動的な経営意思決定に資することを目的とし、全社重要方針や施策の実施、および経営管理に必要な情報の報告を行うための会議体として、「経営戦略会議規定」に基づき毎月1回経営戦略会議を開催し、経営効率の向上を図っています。
- ③ 業務の運営に関しては、将来の事業環境を踏まえ、当社および各子会社の目標値を中期経営計画および年度方針・予算として策定し、それに基づく実績管理を行っています。
- ④ 内部監査室は、必要により業務の執行状況の有効性・効率性に関し検証し、改善に向けた提言を行っています。

(5) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社取締役等から構成される「グローバル会議」を年2回以上開催し、国内・海外の業績実績の報告・評価および計画の承認が行われる体制を構築しています。なお、昨年度まで開催していた「海外現地法人会議」と「国内関連子会社会議」は「グローバル会議」に統合されました。
- ② 当社グループ全体が社会的責任を果たし信頼されるグループとなるため、グループ全体に適用される行動指針として、「株式会社ティラド企業行動理念」を定め、グループ全体での共有・浸透を図っています。
- ③ 「グループ会社管理規定」および「グループ会社管理決裁権限要領」を定め、それに基づき子会社の経営管理を行い、業務の適正性の確保を図っています。

- ④ 内部監査室は、必要に応じ子会社各社の担当部署と連携し子会社各社業務の法令・規定等に関する準拠性、および業務の有効性・効率性の検証を行っています。
- ⑤ 当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、重要な子会社に対し以下の体制の構築を求め、そのために必要な指導・助言を行っています。
 - (i) 各子会社は、リスク管理に関する基本方針を定め、リスクに応じ適切な情報伝達と緊急体制を整備しています。また、各子会社は、大規模地震、火災等の自然災害に備えた事業継続、緊急事態対応および防災訓練等に関する規定を定め、危機発生時の対応を適切に行っています。
 - (ii) 各子会社は、「行動倫理規定」を定め、法令および企業倫理・社内規定を遵守して適切な行動をとるように教育・研修を行い、コンプライアンスについて周知徹底を図っています。また、各子会社は、各社に応じた内部監査制度、内部通報制度等を構築してコンプライアンスを確保し、これに反する事態が生じたときは適切な是正措置をとっています。
 - (iii) 各子会社は、それぞれ職務権限規程、決裁規定等を整備し、意思決定や業務執行の透明化と効率化を図っています。また、各子会社は、当社の経営方針や中期計画、これらに基づいて作成された年度方針の進捗状況をチェックできる体制を整備し、各子会社の代表取締役は定期的にレビューを行っています。
 - (iv) 各子会社は、重要情報管理要領を制定し、各子会社の運営に係る諸会議の議事録その他の記録や重要な情報（各子会社のステークホルダーに関する重要情報を含む）を適切に管理し、情報漏洩等を未然に防止しています。
- ⑥ 当社は、「グループ会社管理規定」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行っています。
- ⑦ 子会社において、不正の行為、法令・定款もしくは社内規定に反する重大な事実、その他当該子会社または当社グループに重大な損害が発生するおそれがある事実が発見された場合、子会社の役員または従業員は、ただちに当社に報告し、また報告を受けた者は、ただちにその事実を監査役に報告する制度を整備しています。
- ⑧ 各子会社は、前項の報告をした子会社の役員または従業員が、それによって不利益を受けることがないような通報制度を整備しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その必要性および人事については取締役と監査役が協議して決定しています。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の補助者は、業務の執行に係る職務を兼務しません。
- ② 監査役の補助者の異動等人事に関する事項については、監査役と事前協議しています。

(8) 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して、報告を求めることができます。
- ② 監査役に報告した者については、異動、人事評価および懲戒等において、通報の事実を理由に不利益な取扱いはできないこととしています。
- ③ 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、実効的な監査を行うため、内部統制システムの整備等に密接に関連する部署である内部監査室と十分な連携を図っています。
- ② 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができます。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制—運用状況の概要

(1) 職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催しています。さらに、機動的な経営意思決定のため、当社取締役および幹部職員をメンバーとする経営戦略会議を毎月1回開催しています。

方針やその他業務の進捗、展開状況については、約6か月に1回、当社取締役を評価者として、業務のレビューを実施し、方針等が適切に進捗しているかの確認を行っています。

(2) 子会社における業務の適正を確保するための取り組み

当社では、子会社における業務が適正に行われることを確保するため、当社の内部監査部門が中心となって監査を実施してガバナンス体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っています。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

当社の役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信すると共に、コンプライアンス研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。

また、コンプライアンス推進のための会議体を通じて、全体への周知事項の徹底や、改善項目の討議、規定・要領の改定検討など、関連する様々な案件を議論し、意識向上と体制づくりを進めています。

(4) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社の取締役会に出席し、重要案件についての報告を受けているほか、取締役や役職員から聴取を行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しています。

(文中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流動資産	53,152	50,704
現金及び預金	13,894	12,128
受取手形及び売掛金	24,742	24,928
電子記録債権	2,589	2,659
有価証券	399	399
商品及び製品	2,714	2,728
仕掛品	734	594
原材料及び貯蔵品	5,370	5,097
その他	2,792	2,253
貸倒引当金	△85	△85
固定資産	39,776	42,616
有形固定資産	29,641	31,254
建物及び構築物	6,389	6,528
機械装置及び運搬具	15,239	16,287
土地	2,335	2,602
建設仮勘定	3,457	3,476
その他	2,220	2,359
無形固定資産	1,484	1,651
投資その他の資産	8,650	9,710
投資有価証券	7,668	8,470
退職給付に係る資産	233	467
繰延税金資産	63	59
その他	704	741
貸倒引当金	△19	△28
資産合計	92,929	93,320

科目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流動負債	36,053	35,642
支払手形及び買掛金	14,280	14,086
電子記録債務	5,340	4,703
短期借入金	5,659	5,098
1年内返済予定長期借入金	2,402	2,547
未払費用	2,797	3,289
未払法人税等	658	563
賞与引当金	1,390	1,468
役員賞与引当金	84	96
製品保証引当金	235	206
株主優待引当金	48	62
営業外電子記録債務	729	757
その他	2,426	2,762
固定負債	10,705	11,039
長期借入金	8,368	8,582
退職給付に係る負債	95	95
役員退職慰労引当金	5	4
繰延税金負債	1,324	1,480
その他	911	876
負債合計	46,759	46,681
(純資産の部)		
株主資本	43,512	42,457
資本金	8,545	8,545
資本剰余金	7,551	7,434
利益剰余金	28,315	27,376
自己株式	△901	△899
その他の包括利益累計額	559	2,404
その他有価証券評価差額金	456	1,047
為替換算調整勘定	△381	679
退職給付に係る調整累計額	485	677
非支配株主持分	2,098	1,777
純資産合計	46,170	46,639
負債純資産合計	92,929	93,320

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度の総資産額の金額及び自己資本比率は組替え後のもので表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	136,125	124,490
売上原価	120,302	108,543
売上総利益	15,822	15,946
販売費及び一般管理費	10,730	10,153
営業利益	5,092	5,792
営業外収益	865	904
受取利息及び配当金	338	289
持分法による投資利益	196	337
その他	331	277
営業外費用	386	251
支払利息	248	212
為替差損	105	29
その他	31	10
経常利益	5,572	6,445
特別利益	171	1,261
固定資産売却益	171	11
投資有価証券売却益	-	641
段階取得に係る差益	-	607
特別損失	1,912	2,139
固定資産売却損	99	4
固定資産除却損	90	108
減損損失	1,418	28
ゴルフ会員権貸倒引当繰入	11	-
課徴金等	292	1,998
税金等調整前当期純利益	3,830	5,567
法人税、住民税及び事業税	1,690	1,459
法人税等調整額	195	158
当期純利益	1,945	3,949
非支配株主に帰属する当期純利益	209	257
親会社株主に帰属する当期純利益	1,735	3,691

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流動資産	26,724	24,705
現金及び預金	4,045	3,354
受取手形	197	302
電子記録債権	2,589	2,659
売掛金	13,903	13,580
有価証券	399	399
商品及び製品	1,369	1,153
仕掛品	1,117	341
原材料及び貯蔵品	655	529
未収入金	2,138	1,884
その他の流動資産	307	498
貸倒引当金	△0	△0
固定資産	32,555	34,590
有形固定資産	12,737	11,926
建物	2,570	2,410
構築物	237	256
機械及び装置	6,234	5,388
車両運搬具	16	19
工具器具及び備品	1,066	984
土地	1,228	1,228
建設仮勘定	1,370	1,616
その他の有形固定資産	12	23
無形固定資産	772	557
ソフトウェア	651	189
その他の無形固定資産	121	367
投資その他の資産	19,045	22,106
投資有価証券	5,408	6,278
関係会社株式	6,517	6,466
関係会社出資金	6,121	8,451
保険積立金	49	113
長期前払費用	18	42
繰延税金資産	247	193
投資損失引当金	△227	△339
その他の投資	929	928
貸倒引当金	△19	△28
資産合計	59,280	59,296

科目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流動負債	19,527	19,239
電子記録債務	5,340	4,703
買掛金	6,796	6,488
1年内返済予定長期借入金	1,642	1,820
未払金	801	486
未払費用	1,473	1,798
未払法人税等	145	135
賞与引当金	1,358	1,442
役員賞与引当金	84	96
製品保証引当金	29	31
株主優待引当金	48	62
営業外電子記録債務	729	757
その他の流動負債	1,076	1,415
固定負債	8,654	8,130
長期借入金	7,362	6,825
退職給付引当金	464	520
その他の固定負債	827	784
負債合計	28,181	27,369
(純資産の部)		
株主資本	30,642	30,879
資本金	8,545	8,545
資本剰余金	7,473	7,473
資本準備金	7,306	7,306
その他資本剰余金	167	167
利益剰余金	15,523	15,759
利益準備金	1,097	1,097
その他利益剰余金	14,426	14,661
配当準備積立金	500	500
固定資産圧縮積立金	101	104
別途積立金	8,130	8,130
繰越利益剰余金	5,694	5,927
自己株式	△901	△899
評価・換算差額等	456	1,047
その他有価証券評価差額金	456	1,047
純資産合計	31,098	31,926
負債及び純資産合計	59,280	59,296

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度より適用しており、前事業年度の総資産額の金額及び自己資本比率は組替え後のもので表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	66,794	63,522
売上原価	58,431	54,904
売上総利益	8,363	8,618
販売費及び一般管理費	7,704	8,012
営業利益	658	605
営業外収益	2,907	3,464
受取利息及び配当金	2,794	3,307
為替差益	9	53
その他の営業外収益	103	103
営業外費用	44	44
支払利息	39	38
その他の営業外費用	5	5
経常利益	3,522	4,025
特別利益	352	856
固定資産売却益	5	-
投資有価証券売却益	234	641
投資損失引当金戻入額	112	213
特別損失	2,817	2,093
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	65	94
関係会社出資金評価損	2,448	-
ゴルフ会員権貸倒引当繰入	11	-
課徴金等	292	1,998
税引前当期純利益	1,056	2,788
法人税、住民税及び事業税	290	358
法人税等調整額	205	△281
当期純利益	560	2,711

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社ティラド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 松 本 雄 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティラドの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティラド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社ティラド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ④
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 松 本 雄 一 ④
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティラドの2018年4月1日から2019年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムについて、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項はありません。
 なお、当社及び当社のグループ各社が、独占禁止法を含む法令遵守の再徹底に引き続き取り組んでいることを確認しております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社ティラド 監査役会

常勤監査役	渡 辺	博 ㊟
常勤監査役	島 田	晃 一 ㊟
社外監査役	勝 田	正 文 ㊟
社外監査役	大 庭	康 孝 ㊟

以 上

第117期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

株式会社ティラド

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日期首残高	8,545	7,434	27,376	△899	42,457
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△795		△795
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,735		1,735
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		116			116
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	-	116	939	△1	1,054
2019年3月31日期末残高	8,545	7,551	28,315	△901	43,512

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有価証券 評価差額金	為 替 換 算 差 額	退 職 給 付 関係累計額	結 算 日 に 関 連 する調整額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日期首残高	1,047	679	677	2,404	1,777		46,639
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△795
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,735
自己株式の取得							△1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							116
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	△591	△1,061	△191	△1,844	320		△1,524
連結会計年度中の 変動額合計	△591	△1,061	△191	△1,844	320		△469
2019年3月31日期末残高	456	△381	485	559	2,098		46,170

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 18社

T.RAD North America, Inc.、東和運輸㈱、T.RAD (THAILAND) Co., Ltd.、アスニ㈱、東和興産㈱、東洋熱交換器 (中山) 有限公司、T.RAD Czech s.r.o.、PT. T.RAD INDONESIA、TRM Corporation B.V.、TRM LLC、済寧東洋熱交換器有限公司、東洋熱交換器 (常熟) 有限公司、T.RAD (VIETNAM) CO., LTD.、Tripac International Inc.、東洋 (常熟) 熱交換器研发中心有限公司、T.RAD Sales Europe GmbH、青島東洋熱交換器有限公司、㈱ティラドコネクト

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 2社

TORC Co., Ltd.、TATA TOYO RADIATOR Ltd.

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から㈱ティラドコネクトを連結の範囲に含めております。㈱ティラドコネクトについては、新たに出資を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしたものであります。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社14社及び㈱ティラドコネクトの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、アスニ㈱、東和運輸㈱及び東和興産㈱の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

在外連結子会社は主として先入先出法による低価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 : 主として定率法によっております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数については次のとおりであります。
建物及び構築物 3～60年
機械装置及び運搬具 2～17年
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却する方法を採用しております。
在外連結子会社は主として定額法によっております。
無形固定資産 : 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、ソフトウェア
(リース資産を除く) (自社利用分) については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
リース資産 : リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………売上債権及びその他の債権について貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………従業員賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に備えて、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
製品保証引当金……………製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、過去の実績を基礎にして発生見込額を計上しております。
株主優待引当金……………株主優待制度に伴う支出に備えるため、過去の使用実績率等に基づき、発生見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、取締役の退職慰労金の支出に備えて、主として内規に基づく期末要支給額を残高基準として計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理により会計処理を行っております。なお、親会社においては、為替予約の付されている外貨建金銭債権について振当処理を行っております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を、退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(10) 連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

現金及び預金	283百万円
合計	283百万円

担保に係る債務の金額

支払手形	283百万円
合計	283百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	75,752百万円
-------------------	-----------

Ⅳ. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
チェコ ウンホスト市 T.RAD Czech s.r.o.	熱交換器製造販売事業	機械装置及び運搬具	1,226
中国 山東省青島市 青島東洋熱交換器有限公 司	熱交換器製造販売事業	無形固定資産	192
		合計	1,418

資産のグルーピングに関しては、会社別・事業別など管理会計上の区分を考慮して決定しております。

当該グルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、上記の有形固定資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、T.RAD Czech s.r.o.においては、将来キャッシュ・フローを10%で割引いて算定しております。

のれんに関しては、連結子会社である青島東洋熱交換器有限公司において、当社持分の一部売却と株式取得時に想定した収益が見込めなくなったため、のれんの未償却残高192百万円を減損損失として計上しております。

2. 課徴金等

自動車部品（ラジエータ他）の販売に関し、独占禁止法関連の当局による調査及び、それに関する訴訟等が進行しており、当連結会計年度におきましては、当該調査関係費用及び、一部顧客に対する和解金を特別損失として計上しております。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 期末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	8,344	—	—	8,344
合 計	8,344	—	—	8,344
自己株式				
普通株式(注)	384	0	—	384
合 計	384	0	—	384

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	477	60	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月5日 取 締 役 会	普通株式	318	40	2018年9月30日	2018年12月1日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	397	利益剰余金	50	2019年3月31日	2019年6月27日

Ⅵ. 金融商品の時価等に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして必要な資金（主に銀行借入及びリース取引）を調達しております。金融商品により運用する資金は、余裕資金とし、運用の対象とする資産は、安全性、確実性、換金性を重視した流動性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用を目的とした金融商品であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付の金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。取引状況については、毎月担当役員に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	13,894	13,894	-
(2)受取手形及び売掛金	24,742	24,742	-
(3)有価証券	399	399	-
(4)投資有価証券	5,384	5,384	-
資 産 計	44,421	44,421	-
(5)支払手形及び買掛金	14,280	14,280	-
(6)電子記録債務	5,340	5,340	-
(7)短期借入金	5,659	5,659	-
(8)1年内返済予定長期借入金	2,402	2,393	△8
(9)長期借入金	8,368	8,338	△29
負 債 計	36,052	36,013	△38
(10)デリバティブ取引（※1）	(16)	(16)	-

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券、並びに(4)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、並びに(7)短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)1年内返済予定長期借入金

1年内返済予定長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10)デリバティブ取引

原則的処理による為替予約の時価を記載しております。なお、時価につきましては、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(4)投資有価証券」には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1)関係会社株式	2,240
(2)非上場株式	42
(3)投資事業有限責任組合出資金等	0
合計	2,284

Ⅶ. 賃貸等不動産の時価等に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

連結子会社である東和興産株式会社では、愛知県名古屋市のその他の地域において、賃貸用の倉庫（土地を含む）を有しております。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

賃貸等不動産時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
508	△1	506	544

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 5,537円37銭
- 1株当たり当期純利益 218円01銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,735百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,735百万円
普通株式の期中平均株式数	7,959千株

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 金			資 本 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
	資本金	資本準備金	その他剰余金	資本金	資本準備金	その他剰余金	配当準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金
2018年4月1日 期 首 残 高	8,545	7,306	167	7,473	1,097	500	104	8,130	5,927	15,759	△899	30,879
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩								△3		3	－	－
剰余金の配当									△795	△795		△795
当期純利益									560	560		560
自己株式の取得											△1	△1
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）												
事業年度中の 変動額合計	－	－	－	－	－	－	△3	－	△232	△235	△1	△236
2019年3月31日 期 末 残 高	8,545	7,306	167	7,473	1,097	500	101	8,130	5,694	15,523	△901	30,642

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等	
2018年4月1日 期 首 残 高	1,047	1,047	31,926
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△795
当期純利益			560
自己株式の取得			△1
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	△591	△591	△591
事業年度中の 変動額合計	△591	△591	△828
2019年3月31日 期 末 残 高	456	456	31,098

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……………定額法によっております。ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………売上債権及びその他の債権について貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 投資損失引当金……………関係会社に対する投資に伴う損失に備えるため、その財政状態等を勘案して損失見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に備えて、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- 製品保証引当金……………製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、過去の実績を基礎にして発生見込額を計上しております。
- 株主優待引当金……………株主優待制度に伴う支出に備えるため、過去の使用実績率等に基づき、発生見込額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務費用については、その発生時の使用人の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、発生年度の翌期から費用処理することとしております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理により会計処理を行っております。なお、為替予約の付されている外貨建金銭債権については振当処理を行っております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

Ⅱ. 表示方法の変更に關する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 51,474百万円
3. 保証債務
子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証 767百万円
4. 関係会社に対する金銭債権
短期金銭債権 2,594百万円
長期金銭債権 667百万円
5. 関係会社に対する金銭債務
短期金銭債務 499百万円
長期金銭債務 0百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高の総額
 - (1) 関係会社との営業取引による取引高の総額 10,425百万円
売上高 6,227百万円
仕入高 4,197百万円
 - (2) 関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額 2,643百万円
2. 課徴金等
自動車部品（ラジエータ他）の販売に関し、独占禁止法関連の当局による調査及び、それに関する訴訟等が進行しており、当事業年度におきましては、当該調査関係費用及び、一部顧客に対する和解金を特別損失として計上しております。

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
自己株式				
普通株式（注）	384	0	－	384
計	384	0	－	384

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、端数未満株式の買取による増加0千株によるものであります。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却資産償却超過額	186百万円
たな卸資産評価損	13百万円
投資有価証券評価損	2,629百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	414百万円
製品保証引当金損金算入限度超過額	9百万円
未払社会保険料（賞与分）	59百万円
役員賞与引当金	25百万円
退職給付引当金	141百万円
減損損失	17百万円
外国税控除	66百万円
繰越欠損金	536百万円
その他	376百万円
小計	4,475百万円
評価性引当額	△3,191百万円
繰延税金資産合計	1,283百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	199百万円
固定資産圧縮積立金	44百万円
退職給付信託返還有価証券	791百万円
繰延税金負債合計	1,035百万円

繰延税金資産（負債）の純額

247百万円

（注）繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

固定資産－繰延税金資産 247百万円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	TRM LLC	76.41	営業上の取引	債務保証 保証料の受入(注)	323 0	- -	- -
子会社	T.RAD Czech s.r.o.	96.79	営業上の取引	債務保証 保証料の受入(注)	444 0	- -	- -

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は、TRM LLC、T.RAD Czech s.r.o.の銀行借入等に対して債務保証を行っております。

なお、保証料は下記のとおりであります。

TRM LLC	年率0.1%
T.RAD Czech s.r.o.	年率0.1%

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,907円09銭
2. 1株当たり当期純利益	70円39銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	560百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	560百万円
普通株式の期中平均株式数	7,959千株